

第1回はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会 議事録

日時：平成29年6月20日（火）9:00～

場所：高知共済会館3F「藤」

開会-----

司会：

それでは定刻になりましたので、只今より、「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」を開催します。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、高知県都市計画課秋元と申します。皆様よろしくお願ひします。

本日は、委員の皆様お忙しい中、当委員会へご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の協議会の内容でございますが、お手元の資料1に会次第を配布しておりますのでご覧いただきたいと思いますが、まず初めに協議会の設立趣意につきましてご説明させていただきます。その後、委員の皆様のご紹介をさせていただいた後に、議事に入りたいと思います。

本日の議題は6つございます。最初の1～3につきましては、これまでの経緯を説明させていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。

また、資料6、7、10と言うふうに前後しておりますことご了承いただきたいと思います。

その後、10分間の休憩を挟みまして議題の4～6に移ります。この議題につきまして委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいというふうに考えております。本日は長時間の会となりますが、ご協力の程、よろしくお願ひします。

それでは、開会に当たりまして、高知県土木部部長の福田より、「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会設立趣意」につきまして、ご説明いたします。お手元の資料5をご確認ください。

まちづくり協議会設立趣意説明-----

高知県土木部長：

みなさま、おはようございます。土木部長の福田でございます。今日は、朝早くからの会にご足労いただきまして本当にありがとうございます。

資料5の方でまちづくり協議会の設立趣意書をお配りさせていただいておりますけれども、内容を簡単にかいつまんで説明させていただきます。

新たな高知のまちづくりとして、県と高知市が一体となってこれまで進めてきた高知駅周辺都市整備の連続立体交差事業、土地区画整理事業に関連いたしまして、このはりまや町一宮線が位置づけられております。

既に平成18年に産業道路から高知赤十字病院の通りまでの比島工区が開通をいたしまして、また平成20年にはその南の区間であり、赤十字病院の通りから高知駅前までの通

りの区画整理工区が完成をしておるところでございます。

残りの高知駅前の通りから電車通りまでの工区であります、はりまや工区につきましては、事業当初の設計段階で、平成 13 年に新堀川の生態系調査を行ったところ、絶滅危惧種でありますシオマネキ等の生息が確認されたことから、地域の方々、そして専門家の方々と一緒にその種の保全や自然環境と共存する道路整備につきまして検討を行い、また、景観や、文化的視点からのご提案いただき、平成 15 年から工事に着手したところでございます。

一方で平成 17 年ごろから、この新堀川の水辺空間が大切であるという声が高まりまして、はりまや工区のうち、高知駅前の通りからはりまや橋小学校北側の交差点までの区間は、平成 23 年 3 月に完成いたしました。残る電車通りまでの区間約 280m につきましては、工事を一旦中断し自然環境の推移や周辺の交通量の調査を継続して行ってきたところでございます。

この度、今まで行ってきた環境調査と、それから交通量の調査などのデータが一定期間蓄積されたことなどから、この結果につきまして県民の皆様にお示しするとともに、はりまや工区の果たすべき役割について様々な立場の方から様々なご意見をお聞かせいただくべきではないかと考えております。

そこで本日、地域の住民の代表の方々、そして環境保護活動に取り組まれてきた方々、また専門的な学識経験を有する方々などで構成いたします、「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」を設立する次第となったところでございます。

この協議会におきましては、はりまや工区の道路整備の方向性ですとか、希少動植物の保全や水辺の活用などにつきましてご協議いただきまして、工事を中断している区間の整備のあり方について提言を挙げていただきたいと考えているところでございます。

どうぞ皆様方の忌憚のないご議論をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員紹介

司会：

続きまして、当協議会の委員をご承認いただきました皆様のご紹介に移らせていただきます。まずお手元の資料 4 をご覧いただきたいと思います。

当協議会の設置要綱を配布しております。要綱の最後に委員名簿を記載しておりますので、その名簿順に委員の皆様をご紹介します。

まず、地域を代表する方としまして、北街地区町内会連合会会長、橋田剛様。

橋田委員：

橋田です、よろしくお願い致します。

司会：

北街地区町内会連合会副会長、坂下良文様。

坂下委員：

坂下です、よろしく申し上げます。

司会：

はりまや町3丁目東町内会長、今田武夫様。

今田委員：

今田です、よろしく申し上げます。

司会：

旧中新町一丁目町内会長代理、小原博一様。

小原委員：

小原です、よろしく申し上げます。

司会：

江ノ口の明日を考える会副会長、伊藤篤雄様。

伊藤委員：

伊藤でございます、よろしく申し上げます。

司会：

次に地域の環境活動等に取り組む方として、新堀界限ネットワーク世話人、西岡謙一様。

西岡委員：

西岡です。よろしく申し上げます。

司会：

浦戸湾を守る会事務局長、田中正晴様。

田中委員：

浦戸湾を守る会、田中正晴です、よろしく申し上げます。

司会：

次に学識を有する方としまして、高知工科大学教授、那須清吾様。

那須委員：

那須でございます、よろしく申し上げます。

司会：

高知大学名誉教授、大野正夫様。

大野委員：

よろしく申し上げます。

司会：

四国大学名誉教授、酒井勝司様。

酒井委員：

酒井です。

司会：

たかはし生物調査事務所、高橋勇夫様。

高橋委員：

高橋です、よろしくお願いします。

司会：

次に関係行政機関の職員としまして、まちづくりの観点から、高知市都市建設部都市計画課長 福留正充様。

福留委員：

福留です、どうかよろしくお願いします。

司会：

以上 12 名の委員で構成されております。

傍聴されている方への連絡事項及び配付資料確認-----

司会：

それでは、まず議題に入る前に、傍聴されます皆様への連絡事項がございます。受付の際に傍聴する際の注意事項をメモでお渡ししております。

傍聴につきましては、「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会傍聴要領」の規定に基づきまして、守っていただく事項をいくつか定めております。傍聴席からの発言ができないことなどを定めておりますので、内容をご確認の上、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、前後しますが配布資料の確認をお願いします。

資料 1 会次第、資料 2 出席者名簿、資料 3 配席図、資料 4 はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会設置要綱、資料 5 設立趣意書、資料 6 これまでの経緯、資料 7 供用区間の整備状況、資料 8 調査結果の報告、資料 9 工事中断区間の現状、資料 10 工事中断区間の現在の計画、資料 11 今後の協議会の進め方。

以上、多いですが、11 の資料となっております。よろしいでしょうか。

会長選任 -----

司会：

それでは、当協議会設置要綱第 5 条の規定によりまして、会長は学識経験を有するものの中から、高知県土木部長が選任することとしておりますので、那須委員を会長に選任しております。それでは、これからの議事進行を那須会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

議事 1. 2. 3. -----

那須会長：

会長を務めさせていただきます那須でございます。よろしくお願いします。

今、土木部長からご説明のありましたとおりのことでございますが、円滑に議事を進めたい所存でございます。至らぬところもありますが、ご協力いただきまして、なんとかい

い提言ができるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、資料に沿って説明させていただきたいと思います。

この協議会ですけれども、土木部長からの趣意説明にありますとおり、はりまや町一宮線のかるぼーと前の交差点から、はりまや橋小学校の北側交差点、この区間について、そのあり方をみなさんにご議論ご検討していくということで、最終的に提言したいと存ずる次第でございます。

検討にあたりましては、希少種の保全、史跡などの保全や活用、それと道路整備の方向性、大きくその3つが重要かと存じます。ご協力をお願い申し上げます。

では、本日は第一回協議会ということでございますので、主としてこれまでの経緯を事務局の方からご報告いただくということで、委員の皆様には、既にご承知の方もおられると存じますが、このはりまや町一宮線の経緯などを十分ご理解いただいた上で、今後のあり方、ご意見、ご審議をいただければと思うところでございます。

本日は3時間という非常に長い時間でございますが、これも高知県さんの方が皆様に十分ご理解いただいて、十分ご意見をいただくということで、3時間という長い時間に設定しているものと存ずる次第でございます。

それでは、審議に入る前に当協議会の副会長を指名させていただきたいと存じます。当協議会設置要綱第5条の規定によりますと、会長が指名するということになっています。私としましては、地域を代表する委員の方になっていただければと思いますので、橋田委員にお願いしたいと思いますが、橋田委員よろしいですか。

橋田委員：

よろしくお願いいたします。

那須会長：

ありがとうございます。それでは、橋田委員に副会長になっていただくということで進めたいと思います。

それでは早速、議事に入りたいと思います。資料がたくさんございますので、議事の進め方を説明させていただきます。資料1の会次第をご覧いただければと存じます。議事の順番が事前の配布資料から変更になっていますので、ご注意くださいと存じます。

まず、議事1、2、3につきましては、これまでの経緯について取りまとめたものの報告になりますので、事務局からの説明をお願いしたいと思います。次に休憩を挟みまして、議事4、5となります。交通の状況や環境調査の結果等について取りまとめてございます。委員の皆様それぞれの立場から、ご意見をいただければということでございます。

なお、皆様全員の意見をいただくということを少し考えたいと存じますので、できれば最初は事務局より説明していただいた後、一人ずつご指名させていただきますので、ご意見いただいて、そこからフリーな討議をするということでやってまいりたいと存じます。

それでは、早速ですが資料 1 の会次第に従いまして、議事 1 これまでの経緯、それから議事 2 供用区間の整備状況、それから議事 3 工事中断区間の現在の計画につきまして、関連しますので、事務局より資料 6、7、10 についての説明を続けてお願いいたします。

事務局（議事 1；資料 6）：

はい、都市計画課長の島田です。私の方から資料 6 につきまして、「1 これまでの経緯」について説明させていただきたいと思っております。

1 ページ目をお開きいただきまして、この資料の左上に先ほどの趣意説明でもございましたが、高知駅周辺都市整備と言いますのは、3 つの事業の基盤づくりということでございまして、県が行います「連続立体交差事業」、高知市が行います「土地区画整理事業」、それから、県と高知市がそれぞれ行います「関連事業」この 3 つの事業を今まで進めてきたところでございます。

左下の方には連続立体交差事業のご紹介がありまして、高架区間につきましては 4080m、あと行き違い設備、車両基地です。それから右の方に移りまして土地区画整理事業約 29.5ha の整備、それから 3 番目の関連街路事業ということで、はりまや町一宮線のほか、4 路線について載せています。

その位置図につきましては、2 ページの方をご覧くださいますと、高知駅を中心としまして、赤い線が高架区間の 4080m、この間で 11 箇所の踏切が解消されたわけですけれども、それが連続立体交差事業の範囲。それから、高知駅の回りに黄土色と言いますか茶色の範囲がございまして、これが区画整理のエリア。そして青い線で引いていまして、高知駅周辺都市整備にあわせて関連街路事業として整備した街路のことを示してありまして、ちょうどはりまや町一宮線というのが、比島の交通公園から電車通りまで位置づけられていることがお分かりいただけたらと思います。

それで、これらのはりまや町一宮線の事業の効果につきましては、1 ページに戻っていただきまして、右下の方に 6 点、これは高知駅周辺都市整備全体の効果のことを書いておりますが、はりまや工区につきましては、赤い字で強調させていただいております。生活環境、都市機能の向上を図れる。南北交通が円滑化される。そして賑わいにあふれたまちになる。最後に防災機能の高いまちづくりの基礎となるというようなこととございます。

3 ページをお開きいただきまして、先ほど言いました県が行いました JR 土讃線連続立体交差事業の整備状況の写真を並べさせてもらっています。左上は懐かしい高知駅の整備する前の状況がございまして、現在はくじらドームという愛称もついています、高架駅になっているという写真。その下は愛宕町踏切と相生町踏切がそれぞれ解消されて高架になっているという状況。右の方に移りまして、鉄道高架の両側には 6m の側道がある。それからその隣に入明駅。円行寺口駅とこの 2 つの駅が高架駅になりました。それから高架下の利用として、金曜市とか、比島の公園でも利用していますという写真、最後が行き違い整備と車両基地の状況の写真でございます。

4 ページの方に移っていただきますと、こちらが区画整理事業の写真でございますが、ちょうど一番上の方に整備前と整備後の写真を比較させてもらっていますが、特に駅の北側につきましては、元々操車場、つまり車両基地がありましたのが、先ほどの布師田の方に移転した関係で、その土地を基盤整備することで南北一体感がある陸の玄関口にふさわしい、賑わいのあるまちが形成されているということが、見ていただけると思います。

あと、その 2010 年の写真を見ていただきますと、ちょうど高知駅の周辺に口の字型の街路、都計道路が整備されているというのも見ていただけると思いますし、少し右側の方には、はりまや町一宮線の整備状況なんかも写真から分かると思います。その右側の真ん中の右から 2 つ目の写真「拠点街区」ですが、区画整理ということで県有地も含まれておまして、県の方では龍馬伝幕末志士社中のパビリオンがあったり、観光情報発信館「とさてらす」といった、観光面で多目的にいろいろ活用しております。

それからその隣の国の合同庁舎もございますが、この中には高知財務事務所も移転されております。現在の追手門の所に元々財務事務所がございましたが、移転したことによりまして、今は高知城歴史博物館が建っているといったような状況です。

続きまして、5 ページの方をお開きいただきますと、これが関連街路事業の概要の方を左側で説明をしています。少し紹介させていただきますと、5 ページの右の真ん中、四角で囲ってあるところがございますけれども、これ高知駅近くの道路計画を決めるにあたって、口の字型なのか、中の字型なのかという、少し議論があったことを紹介させていただきます。

結論としては、下から 4 行目にありますとおり、この討論会で中の字型、中の字型というのは高知駅舎を真っすぐ 4 車線で貫通するというのが中の字型ですが、中の字型では自動車交通の流れが良いものの、口の字型でもはりまや町一宮線があることで過大な渋滞は予測されないこと、中の字型では貫通道路による分断で、まちの一体感が損なわれることなどから、事業の早期完成を目指す点も勘案して、口の字型の計画を変更せずに進めることとなったとあります。

続きまして 6 ページからは、関連街路事業の整備状況の写真です。左からはりまや町一宮線の比島工区、区画整理工区、若松町比島線、右に移りまして、日赤の通りの愛宕町北久保線、あと駅西線及び駅東線といった状況の写真です。

続いて 7 ページの方でございますが、これは先ほどの設立趣意書にもございました、はりまや町一宮線というのは、比島工区、区画整理工区、はりまや工区、といった 3 つの工区に分かれていることを示した図面でございます。

続いて 8 ページをお開き下さい。8 ページの右側の方に、はりまや工区の今までの経過を表した年表を付けております。右の方から橙色の法手続き等とございますが、先ほどの連立と区画整理の 3 点同時に都市計画決定したのが平成 7 年。それから、はりまや工区につきましては、平成 12 年に国から認可をいただいたのと、15 年に 1 回目の変更認可、17 年に 2 回目、24 年に 3 回目の変更認可をいただいて現在に至っているという状況です。

それからその次の緑色の検討会でございますが、これはまた後で詳しく説明申し上げますが、事業当初のはりまや工区検討会、ワークショップ、新堀川生態系検討委員会の3つの組織のこと。それから駐車場の一部を撤去してどのような変化が起こるかといった新堀川自然環境観測・検証専門委員会の流れを書いております。その次の工事ですが、はりまや工区におきましては、平成15年辺りから工事に着工しまして、平成22年度末、23年3月に現在のはりまや橋小学校の北側交差点までが一部供用開始ということで、それ以降中断中ということを表しております。

最後の調査等でございますが、シオマネキの個体数、環境調査、交通量調査、アンケート調査について、年表に載せています。

続きまして、9ページをお願いします。9ページには事業の当初段階から立ち上げていた3つの組織について載せております。

読みあげますと、「この工区はりまや工区は、公共用地（市道）を有効利用するため、新堀川を占用する形で都市計画決定していますが、整備を行うにあたっては、歴史的な資産、背景、景観、都市部における自然環境など、いくつかの留意すべき事項があります。このため、設計作業の前段で、環境調査を行うとともに、地域住民に参画していただき、ワークショップを実施し、住民の意見の把握や集約を行いました。また、生態系調査の検討から、希少種が発見されたため、生態系検討委員会を発足し、希少種の保全、環境と共存する道路構造について検討を行いました。さらに、地元代表、有識者で構成された検討会では、生態系検討委員会の提言、ワークショップの成果を踏まえ、道路づくり全般について検討し、とりまとめを行いました。これらの説明については、地元説明会により広報に努めて参りました。」とあります。

この流れに沿いまして、9ページの右側下半分に提言書と四角で囲っておりますけれども、この新堀川生態系検討委員会の方から、設計や工事時期に関して新堀川の生態系の生息環境に配慮し、良好な水辺空間を創出するため、この5つの提言というものをいただいております。

これもご紹介させていただきますと、1点目が、生態系の生息環境を悪化する河床部の全面コンクリート化は極力避けること、提案工法の中では栈橋形式が望ましい。2点目が、太陽光線による植物の光合成や川底の酸化分解を促進するため、川面にできるだけ直射日光を取り入れるスペースを確保すること。また、現在の新堀駐車場部に生じるオープンスペースもできる限り広くすること。3点目が、河川が有する自浄作用を促進させるため、既存の石積みは工事に支障がないところは残すこと。また、新堀駐車場部のオープンスペースは石積み護岸で整備すること。4点目が、工事完了後に生物が定着しやすいよう、ヘドロ化した河床土の入れ替えを行い、オープンスペースには干潟の再整備を図ること。5点目が、シオマネキ等については、施工中の被害を及ぼさないよう、事前に移植しておくこと。という5つの提言をいただいております。

10ページは、先ほどご説明しました3つの検討組織の経過をまとめたものでございます。

そして、11 ページをお開きいただきますと、その3つの組織からいただきました17の提案につきまして、どのような対応をするかといったことを図面上にまとめたものです。

この17の提案につきましては、実際どのようなことをしたかといったことにつきましては、この次の報告事項2の供用区間の整備状況のときにご説明したいと思います。

続きまして、12 ページでございますが、こういった提案をいただく元となっています、平成7年の時の都市計画決定の際の図面です。これは、見ていただきますと、例えば、2-2と書いてある断面図・横断図を見ていただきますと、元々は新堀川を全部埋めて、ボックスカルバートと言いまして、川底もコンクリートである穴の開いた箱のようなものを並べる設計でございました。

そのことにつきましては、先ほどの提言書の一番にありましたとおり、河床を乱す可能性が少ない、干潟の再構築が可能な栈橋工法というものに変更しているところです。続きまして13 ページをお願いします。そういった自然環境には配慮をしまして、平成15年頃から工事を進めてきましたが、平成17年くらいから事業を取り巻く様々なご意見が出始めまして、この新聞記事の左2つが、市民組織から県の方に陳情書が出されたといったことの新聞記事を載せております。

本日ご出席していただいております、田中委員が事務局をされています、浦戸湾を守る会からのものです。その時の陳情書の内容につきましては、14 ページの方を見ていただきますと、そのまま載せておりますが、内容といたしましては、新堀川を覆う工事によって日光は遮られ、シオマネキなどの希少種が絶滅する恐れがあるので工事を中止することといった内容でございます。

当時の回答としましては、今後も引き続き専門家の意見をいただきながら工事を進めていくというものでございます。13 ページに戻っていただきまして、13 ページの右側の2つの新聞記事は、平成18年と平成19年に行われた説明会の状況の記事を載せています。見出しにありますとおり、出席された市民の方からは、現在の計画で工事を進めていくことについての反対意見を多くいただいています。そういった事業を取り巻く様々な声を踏まえた、県の考え方を整理したのが、15 ページ、最後のページでございます。これは、県議会での答弁内容から主なものを抜粋したものです。

例えば平成20年2月議会のところをご覧くださいますと、はりまや町一宮線というのは渋滞を緩和するとともに、高知市の中心部を通過する交通を排除することにより、人が中心で高齢者などにも優しいまちづくりに繋がり、中心市街地の活性化のためにも重要な道路であるが、一方で水辺空間が大切であるといった県民の意見もある。

このため、追手筋弥生町線から南の区間では、水辺や掘割という歴史的な資産を活かしたまちづくりの視点から、広く県民や関係者の皆様のご意向も伺いながら今後の方向性を検討していく。交通量については、追手筋弥生町線から南側の整備のあり方を検討するためにも必要なので、北側の整備が完了した後で調査を行う予定である、という交通の流れのこと。それから駐車場を撤去するに当たり、どれだけオープンスペースを確保すれば干

潟再生が検証できるかについて、新たな組織を立ち上げて検討する予定であるというのがこれも後から説明する新堀川の環境変化。そして最後に南側の部分については 21 年度末に一旦工事を止めて、そこから交通量などを調べる、工事中断といった経過が 20 年 2 月の議会でございます。

最後の 28 年 9 月議会のところをご覧くださいと、県としては工事を中断している区間については、工事再開または事業中止の判断をしなければならない時期と考えている。

判断に当たっては、先ほどの交通の流れや新堀川の環境変化の推移を県民の皆様にお示しし、ご意見を伺うとともに高知市のまちづくりの方向性と整合を図ることも必要であると、そのためまちづくり協議会の立ち上げ準備を行いたい、この協議会の場において当工区の果たすべき役割や新堀川という水辺を生かしたまちづくりについて検討をいただいて、その結果を踏まえて検討して最終判断を行いたいというふうになっております。

このあたりは、設立趣意書にありましたとおりでございます。以上がこれまでの経緯のご説明です。

那須会長：

それでは次の資料に進みます。

事務局（議事 2；資料 7）：

事務局の池上と申します、よろしくお願いいいたします。引き続きまして、「2 供用区間の整備状況」について、資料 7 を使って説明をさせていただきます。

まず 1 ページをお願いします。これは先ほど議事 1 で説明をさせていただきました、これまでの経緯の 11 ページに載せてあるものと同じものを載せています。事業当初の段階から立ち上げました、3 つの検討委員会から頂いた 17 の提案に対する検討結果を一覧と図にさせていただいたものでございます。

次をお願いいいたします。2 ページ、その 17 項目の提案に対して、左から順番に、提案内容、その検討結果、供用区間での対応の状況、中断区間の現在の計画として、一覧の表にしたものでございます。3 色の色がついていますけれども、右下の凡例にありますとおり、青色が既に対応済み、緑色が対応予定、黄色が未対応、という表示になっています。

次をお願いします。

3 ページ、4 ページに渡って説明をさせていただきます。この 3 ページ 4 ページには対応の状況の詳細の説明を記載しています。何点か説明、紹介をさせていただきます。

まず 3 ページの左上「2 番 栈橋部に明り取りを設置してほしい」というご意見に対して、明り取りを設置しますというお答えをしておりましたけれども、詳細設計を行ったところ、栈橋部には構造上一定の面積を確保した設置が困難であったということから、右下の「11 番 川面はできるだけ残すこと」とのご意見と併せて、江ノ口川付近や桜井橋付近につきまして、できるだけ川面を残すような設計といたしました。

次に 3 ページ左下の「5 番 シオマネキ等は工事前までに移植すること」とご意見をいただいた内容につきましては、工事を行う前の平成 14 年、19 年、20 年に移植を実施いたしました。

次に「8 番 河床掘削を実施した方が良いのではないか」との意見をいただいていたが、生物の環境を大きく変化させる危険性がございますので、全面的な河床掘削は行っていません。但し、ヘドロの部分的な撤去は行っております。

次の 4 ページをお願いします。「14 番 江ノ口川を憩いのスペースとして活用したい」とのご意見につきましては、供用区間と中断区間の交差点にあるため、現在は暫定的な歩道として整備を行っています。

「16 番 階段護岸を移設して残してほしい」とのご意見につきましては、元々あったままの状態、土を埋めて埋設保存という形で行っています。併せて歩道上には雁木埋設の碑を設置しています。

続きまして、5 ページをお願いします。事業当初の段階から地元の皆様にお配りしている資料になりますが、下の方にありますとおり、現在ある 5 つの橋の親柱については、保存して説明板を設置し、また植樹帯等を利用して、周辺の歴史的な史話について案内板を設置するというお答えをしています。

このことについては、実施状況として次の 6 ページ 7 ページの方に具体的な説明等を載せてございます。特に 7 ページの方に工事で移設が必要となりました跳ね橋、大正橋、桜井橋につきましては、左の写真のような形の案内板を併せて親柱と共に保存するという形を行ってございます。以上、資料 7 については、説明を終わります。

那須会長：

ありがとうございます。それでは次の資料。

事務局（議事 3；資料 10）：

事務局の山崎です。よろしくお願いたします。私からは、「3 工事中断区間の現在の計画」についてご説明させていただきます。ここでは、先ほどのご説明にもありましたが、3 つの検討組織からの提案を踏まえた、現時点での工事中断区間の道路整備計画についてご説明いたします。

お手元に資料 10 をご用意ください。A3 横綴りの資料です。まず、めくっていただきまして計画平面図を載せています。図面の左側が国道 32 号電車通りです。そして右側が追手筋弥生町線です。新堀橋と桜井橋の間にある新市橋は、歩道として残す計画です。左から 1-1 断面、2-2 断面、3-3 断面の横断面図を次のページに載せています。

次のページをご覧ください。道路構造は栈橋形式の計画です。

1-1 断面をご覧ください。これは四国銀行の横の断面です。完全に川面を覆うような計画になっています。右側歩道には、プランター等を計画しています。

2-2 断面をご覧ください。新堀川の川幅に対し約 1/3 は川面を残す計画としています。

3-3 断面をご覧ください。新堀川の川幅に対しまして約 1/2 は川面を残すことにしています。また、右側の護岸には石積みを復元するとともに、ハマボウなど、落葉低木の植樹を計画しています。

いずれの断面においても、左側のはりまや橋小学校側の歩道には、高木や低木を植樹するとともに、舗装は排水性アスファルト舗装を計画しています。

次のページをご覧ください。新堀川への干潟及び石積み護岸の創出です。河川の有する自浄作用を促進するため、工事に支障がないところの既存の石積みは残してまいります。

右の写真をご覧ください。残す石積み護岸の写真をつけています。上が横堀公園付近の石積みです。下が、完成区間における桜井橋付近の石積みです。この時撤去された石積みは、現在新堀駐車場に仮置きしていきまして、石積み護岸の復元時に利用する計画です。また、新堀駐車場を取り壊す区間のオープンスペースは、この石積みを利用して護岸を復元する計画です。

次に下の断面図をご覧ください。干潟の再構築をご説明します。

工事完成後に生物が定着しやすいよう、オープンスペースには、干潟の再構築を図ります。シオマネキの生息には、水質・日光・巣穴の深さ・泥質の粒度が重要とされています。これらのことから、はりまや工区では、右の断面図を参考に専門家の指導を受け干潟の再構築を図ります。

これにより、希少種であるシオマネキなどの生育環境の保全を目指す計画です。また、コアマモはアカメの幼魚の生育環境として重要と認識しています。今後は専門家の意見をお聞きしながら、コアマモの生育環境の保全等について検討する計画としています。

次のページをご覧ください。供用区間における幅広歩道の活用です。緑地等の実施設計は、平成 13 年度に実施されました、検討委員会やワークショップで決定された内容に基づいています。左上の平面図をご覧ください。現在はりまや橋小学校の北側には部分的に広い歩道がございます。その広い部分 1-1 断面を右に断面図として示しています。

ここは憩いの場の創出を図り、高木を二列にして植樹する計画ですが、現在、交差点が暫定形ですので、交差点内の視距が悪くなるとの警察からの指摘がございましたので、道路側の高木を植樹していません。

このことから一見無駄に広い歩道に見えますが、将来的にはこの断面図のように歩道の両側に高木を植樹する計画です。また、当工区では、工事に支障となる部分の石積みは取り壊しますが、この江戸時代初期に作られた掘割の風景を保存するため、取り壊した石積みの石材を再利用する計画です。

左下の平面図をご覧ください。現在駐車場となっています 2-2 断面を右に示しています。駐車場としてコンクリートで覆われている部分を取り壊し、護岸は再利用の石材を用いて石積みを施し、堀の風景を再現する計画としています。以上で工事中断区間の現在の計画についてのご説明を終わります。

那須会長：

はい、ありがとうございます。

それでは、今の事務局からのご説明に対しまして委員の皆様からの質問をお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

西岡委員：

内容以前に、これから委員の方の発言が出てくると思えますので議事録を、公開を前提とした議事録を。

事務局：

はい。本日の配布資料、それから、いろんな議事録でありますとか、ご意見いただいた内容をすべて公開する予定でございます。

那須会長：

ほかに、ご質問ございませんでしょうか。これまでの経緯の確認ということにとどまりますので、これからまたご意見をいただくことになると思いますが、今までの経緯の説明、他に何かご質問ございますか。

酒井委員：

今説明していただきました資料 10 の 04 左側の下の方ですけれども、樹木を植えるところとか、自然創出の部分のところとかですけれども、西側に樹木が置かれているようになっていますが、東側には置かないのでしょうか。

というのは、太陽、朝日が当たる方が緑などは繁茂する可能性が多いですね、西側よりも。工事区間のところ、04 の左側の下です。資料 10 の 4 ページ目ですね。資料 10 の 4 ページ目の左側ですね。緑を創出すると言うんですけれども、それから自然環境を創出するというんですけれども、動植物というのはやっぱり朝日が当たった方がいいですよ。西側だけが多くいろいろ造られているんですが、東側にはそういう創出する意図がないのでしょうか。

事務局：

はい、お答えしたいと思います。いまご覧いただいています 04 の上側の図面に、確かに西に植わっておりまして、左（東）には植わっていないようにご覧いただけたと思います。これは、左側の方に 5m とか 3.5m と歩道の位置を書いておりますが、ちょうど新堀川の上に歩道を計画してまして、木を植えようにも根が張らないと言いますか、植えられないような状況ですので、左側の図面を見ていただきますと、1-1 断面には木の絵はございませ

んが、空いたスペースに植えるところ、緑色の小さな丸が 4 つぐらいあると思いますけども、植えられるところには、植えていこうという計画でございます。

酒井委員：

そういう所にシオマネキが増えるというお考えですか。シオマネキの生息地域です。

事務局：

今ちょうどご覧いただいている図面は、本当に残念ながら新堀川の上を全部覆うような形のところでございます。

それ以外のオープンスペースのところにつきましては、下の横断図の 2-2 という図面を見てくださいますと、干潟の再構築の絵もございませし、4mの今現在市道の部分もございませす。

そういったところの土地を活用して、木を植えていくといったことも、今後の検討課題になっていこうかと思ひませす。

酒井委員：

横堀公園の付近、ここにはシオマネキが生息してひませすが、そこを中心植樹するとうことですか。

事務局：

はい、今委員がおっしゃられたとおり、横堀公園との関連とうひものも今後重要になってこようかと思ひませすので、そのあたりは高知市とも一緒になって生態系にも優しいような、植樹の配置についても考えていきたいなと思ひませす。

那須会長：

はい、ありがとうございます。この辺にもまだ議論の余地があるとうことですね。ほかに。

田中委員：

はい、資料 6 の 10 ページ目、設計作業の流れとうひものがあります。これの裏面にあります左側の図で、はりまや工区整備計画とうひものがあるて、その下にピンク色ではりまや工区整備計画検討組織とうひものがあるてあります。その中に、はりまや工区検討会と生態系検討委員会とワークショップの 3 つあるのですが、はりまや工区検討会とうひものは、どんな役目をしていたんですか。

生態系検討委員会やワークショップは、なんとなく分かるのですけれど。

事務局：

はい、1枚手前9ページの09をご覧くださいますと、右の上の方に3つの組織の概要と
いうことをご紹介させてもらっております。検討会を3回開き、目的としましては、生態
系や景観、文化を踏まえて構造物を含む道づくり全般の提案を行うということで、メンバ
ーも書いておりますけども、そういった3つの組織の中では、中心的な役割を担っていた
いただいたような会だと思います。

田中委員：

よくわかったんですが、もう一つ質問なんですけど、これ、3回と書いていますよね、検
討会。これは適宜、また問題があったら呼び出すとか、そういう話になっていなかったの
ですか。3回で、ばしっと終わったんですか。

事務局：

このあたりですね、平成13年、14年、15年、もう10年以上前のことですが、ちょ
うど10ページの右の方に3つの検討組織の実施経緯というのがございますが、生態系検討
委員会、ワークショップとの議論を見守りながら、第3回を平成14年1月29日に、全般
についてまとめていただいて、それが現在の詳細設計に反映されているというような状況
です。ですのでこれは、当時この検討会の組織としては、これで完結と言いますか、詳細
設計に反映して完了しているというような状況です。

田中委員：

生態系検討委員会は2回と書いてあったけど、その後シオマネキの話が出てきたりして、
行われていますよね。こういうこともあり得る感じだったのですか、はりまや工区検討会
は、もし何か問題があったら。

事務局：

そうですね、何分古いもので十分調査しきれていないところもございますが、実際のと
ころは、生態系の方も実際に移植するにあたって委員会という会を開かずに、個々に専門
家にアドバイスをいただいたような経過もあったと思います。

那須会長：

検討会としては3回で、その後色々わかったことについては専門家に聞きながら反映し
たということですか。

事務局：

そうです。

田中委員：

それは、今のは生態系検討委員会の話で、それに同じだということですか、はりまや工区検討会も。

事務局：

今言われているのは、14年の第3回以降に検討会を開いているかどうかということですか。

田中委員：

そうです。検討会を開くにしても専門家のご意見をお伺いして、そこからいろいろと動いたのかということです。はりまや工区検討会にご意見をお伺いしまして、動いたかどうかということです。生態系検討委員会に関しては、そういうことがなされたとおっしゃいましたので、そういう質問です。

事務局：

ごめんなさい、その検討会について、例えば工事の最中に検討会の委員の方にご相談をしたかどうかという経過につきましては、現時点ではごめんなさい、把握できていないです。

酒井委員：

いろいろお聞きしましたよね。シオマネキというのは、やっぱり年によって生息場所が変わっちゃうんですね。水が出たりすると、それが居なくなって、また小さな個体が増えたりして。必ずしも、初めそうだからと言ってずっとそれが続くわけじゃない。生態っていうのは。だから、その度にいろいろ尋ねられたことを、その度に環境の方も考慮しなくちゃいけないようになっています。

那須会長：

補足説明ありがとうございます。他にございませんか。

西岡委員：

ここで思い出して、地元3氏のうち自分も入っていて、福留さんが、これで何回か集まってやって、その時に工事が終わってももう一回やらないかねと言いつつたけど、それから後は全然やっていない。地元が少しで他の人は名前が載っているのに地元の人は名前

が載っていないことが印象に残っていましたので。

別に 3 回、工事中もちろん、終わってからもそうやけど、工事中も含めて、現状でどうやこうやというのが、本来の検討会の趣旨やったら、開いた方がよかったのではないでしょうかね。島田さんも、とっと昔、知らないかもしれないが。

事務局：

そうですね。言われるとおり、せっかくの会でございますので、その都度ご報告と言いますかいう場を設けた方が良かったのかもわかりませんが、これまでの経緯ということで、今までやってきたありのままをご紹介しますので、

那須会長：

はい、ありがとうございます。他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。次の議事もありますので、ここで 10 分休憩して後半の議事に入らせていただきます。

議事 4, 5-----

那須会長：

それでは 10 分程度過ぎましたので、議事を再開させて頂きたいと思います。

先ほど説明頂きました経緯等を踏まえまして、議事の 4 および 5 に移りたいと思います。

議事 4 ですけれども調査結果の報告、それから議事 5 ですけれども工事中断期間の現状、これにつきまして、まず事務局より 資料 8 それから資料 9 に従って、説明して頂きたいと思います。

事務局（議事 4；資料 8）：

それでは議事の「4 調査結果の報告」について説明をさせていただきます。資料の 8 をご覧ください。これは交通の状況や新堀川の自然環境の推移についてまとめた資料となっております。

まず 1 ページをお開き下さい。はりまや町一宮線と関連する南北道路の 4 つの地点における交通量の推移をグラフにしております。右上にグラフの凡例を示しておりますが、はりまや町一宮線のはりまや橋小学校から駅前通りまでが、平成 23 年 3 月に 4 車線区間として開通しましたので、その前後について開通前を青、開通後を赤で色分けをしております。

はりまや町一宮線を見て頂きますと、4 車線区間では 12 時間交通量で 1500 台位から 1 万台位まで、また、工事中断区間でも 2500 台位から 8000 台くらいまで増加をしております。

一方、関連する西側の市道では、4800 台から 2400 台位まで、約半分に減少しております。また、32 号のはりまや通りでは、1 万 8 千台位から 1 万 6 千台位まで、微減ではござ

いますが減少傾向を示しております。

これは、32号と市道の交通量がはりまや町一宮線に転換され、その後も概ね横ばいという状況になっていることから、また、工事中断区間があるとはいえ、はりまや町一宮線の整備による効果、交通の分散と言えるかと思いますが、発現しているものと考えられます。

次に2ページをお願いいたします。これは先月の5月24日に開催をしました、第4回新堀川自然環境観測・検証専門委員会においてご審議いただいた結果を載せております。

この委員会は左の写真にあるように、当初新堀川を覆っておった駐車場の一部を撤去して、光を当てることによる自然環境の変化を観測・検証するために、平成20年に設置をされたものです。

この委員会では、それぞれの専門分野の見地から、右の図にあるように調査を行う地点、時期、項目、方法を決定し、昨年までの9年間の自然環境の変化を観測しました。併せて、第4回の委員会では、平成10年から継続して調査をしてきました、シオマネキの個体数調査についても検証をして頂きましたので、併せてご報告をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。まず新堀川の自然環境観測の検証結果となっております。駐車場を一部撤去した開放部の環境が、駐車場下の暗渠部や横堀公園前の環境と比べて、どのように変化しているのかを検証を行って頂きました。

まず、光環境の改善による効果が見られた項目として、干潟に生息するチゴガニ等の甲殻類が、餌環境が向上したことにより、駐車場撤去以降、継続的に確認されているということや、コアマモが平成25年に初めて確認されて以降、継続して生育し分布範囲が拡大していること、また光環境による大きな変化が見られなかった項目としては、貝やゴカイ等の底生動物の種類構成や有機物量については大きな変化が見られず、光環境の変化よりも河床材料等に左右されていると考えられることが分かってきております。

また、開放部を含む新堀川全体として、コアマモ群落およびトビハゼの個体数が増加してきており、これらの生育・生息に必要な良好な環境が維持されていると考えられます。ただし、コアマモについては水深や日照条件等によっては群落が形成されない場所が見られました、というまとめを頂いております。

次、4ページをお願いいたします。こちらは浦戸湾内10地区におけるシオマネキの個体数調査の結果をまとめております。左に浦戸湾周辺の観測地区10箇所の位置図を載せております。

また右のグラフには平成10年から昨年度まで、各10地区で観測されたシオマネキの個体数をグラフという形で示しております。

委員会の検証結果といたしましては、新堀川地区Ⅰでは泥質状態が継続され、維持される干潟環境の面積が拡大すれば、さらにシオマネキが定着する可能性が考えられる。

また、過去に移植した棧橋地区と新川川地区Ⅰの造成干潟は、比較的安定した泥質が形成されており、現在も干潟として機能している、などについてまとめて頂いております。

次に5ページの方をお願いいたします。こちら以降、6ページ7ページにも同様な形で載

せておりますが、平成 24 年にははりまや町一宮線はりまや工区周辺にお住まいの方々や企業・近隣小学校の関係者の方、菜園場商店街やはりまや橋商店街の関係者の方を対象に行いました、アンケートの調査結果を載せております。

これは平成 24 年にホームページでも公表しているものと同様のものですが、貴重なご意見ということで改めてご説明をさせていただきます。まず、5 ページ右のグラフ、これは集約したのになりますので、こちらを使って説明をさせていただきます。

アンケート結果の概要として上段左側のグラフに 4 車線化によって良くなったと感じる点として、通勤通学が便利になったことや、買い物に行くのに便利になったこと、といった意見が挙がっております。

次に右のグラフの方には、4 車線化によって悪くなったと感じる点として、渋滞がひどくなったことや通学児童が危険になったこと、というご意見が挙がっています。

中段のグラフには 4 車線化区間についてどう感じているかというご意見として、歩行者や通学児童の危険性が増したことや渋滞がひどくなったことというご意見が挙がっております。次に下段のグラフの方には、将来のまちの姿についてのご意見として、緑の多いまちという意見やまち歩きのまちという意見が挙がっています。

続いて 6 ページの方をよろしくお願ひします。こちらの方には、交通量が変化したこと何か支障になっていませんか、という自由回答のご意見を出して頂きました。その中には、交通量の増加や大型バスの通行により事故の危険があることといったことや、かるぼーと前や新堀小これは今のはりまや橋小学校になりますが 小学校の北東の交差点に右折レーンが必要というご意見が挙がっています。また、町づくりに関するご意見としては、道路整備よりも自然環境を優先してほしい、であるとか、川を元に戻してほしいというご意見が挙がっています。以上で説明を終わります。

那須会長：

はい、ありがとうございます。それでは今、議事 4 で資料 8 の説明をして頂きました。次をお願いします。

事務局（議事 5; 資料 9）：

次に「議事 5 工事中断区間の現状」についてのご説明をさせていただきます。お手元に資料 9 をご準備下さい。めくって頂きまして、1 ページ目でございます。通勤時間帯の混雑状況でございます。左上ですが、南進方向の混雑時の状況についてご説明いたします。

4 車線から 2 車線に絞り込むため、車両は減速して進入とあります。右側の平面図をご覧ください。赤色破線の工事中断区間は現状 2 車線です。赤色実線の 4 車線完成区間において、はりまや橋小学校北側にある交差点の手前で車線を絞り込んでいます。北から南進する車は車線絞り込みのため、減速してこの交差点に入ります。

次に電車通り交差点①では右折レーンが設置されていないため、交差点内で右折車両が

滞留しています。また、この交差点が狭いため、南進車両はさらに減速した走行を余議なくされており、青信号で交差点をスムーズに行き抜けられないことで渋滞が発生し、常時混雑状態となります。この影響により、工事中断区間は危険な状態となっています。

左下の 4 枚の写真をご覧ください。このうち左上の写真は信号のない交差点において、南進も北進も渋滞しているため、やむを得ず混雑中に進入し、右折している状態です。右上の写真は、南進が渋滞しているために、交差点内で滞留している状況です。

左下の写真は交差点①と②の間で北進が渋滞している状態です。かろうじて電車通りの東西交通に支障とならない範囲で収まっておりますが、場合によっては東西交通に支障を与えてしまうこともございます。

右下の写真は、同じく交差点①で電車通りから左折する大型バスの様子です。信号待ちの車両すれすれを通っています。いずれも危険な状態となっています。

再度右の図面をご覧ください。工事中断区間が渋滞することで、後続車両は周辺の道路を抜け道として利用してございます。西方向へ通行する車両は、信号のない交差点から生活道へ入り、市道北街 1 号線を経由して渋滞を回避しております。はりまや橋小学校の北側、上側にあります緑色で示した抜け道です。

また、東方面へ通行する車両は、追手筋弥生町線を左折して渋滞を回避しています。これらの通行車両は混雑状況を見て進路変更をしている模様です。この進路変更により、生活道などの狭い街路をスピードをあげて通過する交通が発生しており、安全上の問題が発生しています。

次のページをご覧ください。続きまして交通量増加に伴う安全性の低下をご説明いたします。

はりまや橋小学校北側までが 4 車線化となり、利便性が向上したことから、高速バス等の経路として利用されており、交通量が増加しています。

平成 22 年 1 月と平成 28 年 2 月の交通量を比較しますと、バスは約 14 倍の大幅増、乗用車は約 4 倍、小型貨物・普通貨物も約 2 倍となっています。

工事中断区間は、従来より通学路や通勤経路として利用されておりますが、歩道幅員が 1.2m から 1.4m と狭く、歩道で歩行者と自転車が並走できないため、自転車は交通量の多い車道をすり抜けて通行しているなど、交通量が増加したことでさらに交通事故の危険性が高まっています。また、はりまや橋小学校南側の交差点で市道からの流入車両が交差点内に滞留するなど、日常的に混雑が発生しています。

資料右側をご覧ください。次に合同現地調査の実施状況を説明します。平成 24 年 4 月以降、登下校中の児童の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生したことを受け、教育委員会・PTA・学校・警察署・道路管理者が合同で小学校通学路の緊急合同点検を実施しています。

はりまや橋小学校においては、平成 28 年度に通学路における合同点検を実施しており、その危険箇所状況として、工事中断区間の歩道の狭さが指摘されております。次のページ

をご覧ください。次に事故の発生状況をご説明いたします。このはりまや工区における交通事故は平成 24 年 1 月から平成 28 年 1 月の約 5 ヶ年で毎年 4 件から 6 件の負傷事故が発生しています。

この事故は主に電車通りとの交差点付近、4 車線から 2 車線に絞っている暫定形交差点付近、江ノ口川北側交差点付近で発生しています。事故の内容は車両同士が全体の 9 割を占めており、追突事故が多くなっています。

人対車両の事故は 1 件で、原動機付き自転車と歩行者との接触事故がありました。傾向といたしまして、暫定系交差点においては、擦り付け区間や交差点前後での事故が見受けられており、また電車通りとの交差点においては、ガソリンスタンド側に集中して見受けられます。

次のページをご覧ください。最後に既設石積護岸の老朽化をご説明いたします。新堀橋と桜井橋の間には駐車場として新堀川に蓋をした箇所が 2 箇所ございます。その駐車場の下には既設石積護岸がありますが、新堀橋と新市橋との間にある駐車場の西側、道路側の護岸は一部ではらみ出しや崩壊が確認されており、そのまま放置すると道路が危険な状態となってしまいます。資料下の写真①から③が状況写真です。

また、新市橋と桜井橋の間にある駐車場の東側は、写真④のとおり既にコンクリートで覆われており、石積護岸が失われています。新堀橋付近では、写真⑤のように石積みにコンクリートを充填させて補強している箇所もございます。

以上で工事中断区間の現状についての説明を終わります。

那須会長：

それではこれからですね委員の皆さんに、いろいろご意見をいただきたいというふうに思います。ひととおり全委員からご意見を頂くということで、一回り意見をいただくということでお願いいたします。できましたら橋田委員から順番に時計回りに一通り意見をいただきまして、そこから自由に討議していただければと思います。

橋田副会長：

自分が考えるのには、地域の方の意見を聞いて、うんと大事にして頂きたいというふうに思っております。それで、地域の方の声を聞きますと、やはり今のところ 70%位は広くしてもらったらいいと、それから 30%の方は、やはり残してもらいたいというような意見が今のところ出てきております。

そこで自分が考えるのには、やはり生息の方でアカメの方が、この前新聞に出ておりましたけど、あっちこっちの方でアカメが見られるというようなことが出ておまして、一番大事なのはシオマネキの生息じゃないだろうかというように考えます。上を道路にするのには、シオマネキの生息のことを考えて、やはり道路の方もできたら広くできたらなど考えます。欲のある考えかもしれませんが、シオマネキと道路の拡張ということ、

両方を考えてやっていけたらと思います。

というのも、小学生なんか登下校するのに歩道なんか本当に狭いです。歩道を子供が2人通りますと自転車は歩道を通れなくて自転車は車道を通って行く。そうすると、車道を通るともう車が通れなくなるのもう自転車の速度に合わせていかなくてはいけないという状態になっておりますので、これなんかもできたら広くなったらなというように考えられます。

自分の意見としては、光が取れるようにするという事ですので、そういうのであれば、道路を拡張していった方がいいんじゃないかというように考えております。以上です。

坂下委員：

坂下です。先週13日に私ども、はりまや町1丁目2丁目の総会がありまして、その中で話はやはり、みなさんは、うちの町内会は全面的に早く道路をつけてほしいという意見が多数でしたので報告しておきます。以上です。

今田委員：

3丁目東町会として、私がこの会に出ると分かったら、その中では10人くらい「是非広げてください。道路造ってください」という意見が非常に多い。と、ともに、これを今あそこで止まって、2車線1車線のところで交通渋滞が起こると。そういう状況を放っておくと、いま南海地震の事もはや言われている中で、道路をこう細くしておく、物資を運んだ地震の後に、かるぼーとへ入るトラックも渋滞しそうな。

ああいう今浦戸湾の周りも全部高い塀にするばあ、みなさん景観を壊しても、それはやっていけないかとやりゆう中で、高知市の真ん中に、シオマネキ、私、川で遊んで非常に好きで。それはそれとして、今日の計画を見ると、これくらい頭に入れて計画してくれているという段階なら、そろそろ道路を広げてええんじゃないかと。

小原委員：

旧中新町1丁目町内会の小原です。町内会の中でちょっと意見を聞いてみたんですけど、だいたい反対というものはおりません。だいたい要はどういうふうに広げるかによって賛成か、そういう意見が多かったです。以上です。ほとんどの方が賛成です。

伊藤委員：

江ノ口の明日を考える会の代表として参加した伊藤でございます。江ノ口の明日を考える会では、ここだけではなくて他に、入明の立体交差とかその他4車線化についての意見も市や県に既に出しておりますけれども、会としては、早くあそこを広げて、通して欲しいという意見で要望はしておるわけです。ただ、今ここに来てお話を聞いておりますと、私自身が不勉強でございましたので、だいたい新聞に出るようなこと位しか知識がありま

せんでしたけれども、ずいぶん県の方はご苦労して調査をなさっているなということを実感しました。と同時に、やっぱりシオマネキその他のことも大事だと私は思うんですけれども、今お聞きしたところ、随分と研究されて、対応をされておりますから、早急にそのことを考えながら事業を実施してほしいと、こんなふうに思っております。以上です。

福留委員：

高知市都市計画課の福留と言います。よろしく申し上げます。今日は街づくりの観点からということで高知市の方から出席させて頂いておりますので、そういう点でちょっとお話しさせて頂きたいと思っております。

現在、中心市街地活性化ということで取り組んでおりますけれども、最近、西高東低と言われておりまして、ちょうどこのはりまや町一宮線が通っているところは、中心市街地の中では東側に位置しております。この道路が出来ることによって回遊性の向上であるとか、駅からはりまや橋までのはりまや通りの交通量が削減されるというようなことも考えられますので、はりまや通りの活用などによって、東側中心市街地の東側の活性化につながるのではないかと考えております。

あと、環境面の配慮もこれは絶対必要なものではありますけれども、利便性・安全性の観点から必要な部分としては整備する必要があると思っておりますので、環境面に最大限配慮した形で整備を行うことをお願いしたいと思っております。

高知市として出来ることは検討してまいりますのでよろしくお願い致します。以上です。

西岡委員：

そもそもというか、地元の人から見たら、川の元の道であった時でいうたら、目先のメリットも含めて、全然今の状態でないと安全・安心というものがかなり脅かされているし、このまま自然環境の破壊もあるし、街づくりというか街を元気にすることやったら、やっぱりお金もかけずにみんなが、住民の人も参加出来るような、具体的な提案を県の方もしてもらいたいです。

自分は地元の住民としてお金もかけずに地道な活動は、今回も七夕にキャンドルナイトを新たに新堀川オアシスでやりますけど、そういう形をやって、ちょっとでも今の状況でも地域の方が元気になるようにやっていますけど、県の方というか行政の方が具体的にこの道が中断して、こういった時に、この道のために住人がおるわけやないし人のために道もあると、手段としての。その時に具体的にそういう街づくり、地域が元気になる行動を今までしてきたかと言うたら、恐らくしてないと思っております。

自分は反対とか賛成以前に、そう言うだけじゃいかんから具体的な行動で示していますが、県の方は具体的なそういう街を元気にする提案とか、具体的な働きかけをこの中断した時にしたでしょうかねえ。恐らくしてないと思っておりますよ。それがあつたら具体的に住民は地元に住んでいますから、そういう働きかけを受けたことが一切ないです。そこ

は考えて、ただ道を造るき、いいとか悪いとかいう以前の問題をもうちょっと考えてもらいたいと思います。以上です。

田中委員：

浦戸湾を守る会の事務局をやっています田中です。多分私が一番この会の中では得体の知れないと思いますので、うちの会のことをちょっと説明させて下さい。10分ぐらいかかると思います。お願いします。

かなり古い話ですが1960年に高知県が高知港大改修計画を発表します。それは浦戸湾の両方を埋めまして水路みたいにしまして、そこに臨海工業地帯を造るという計画が出来ます。それが始まります。それに危機感を持った市民たちが集まって作ったのが浦戸湾を守る会です。もう東側の埋立ては始まっておりますので西側の埋立てを止めるために。

それに八波先生だとか、小松先生だとか、澤村先生だとか、山崎先生かな？先生たちがやっぱり反対運動に加わってくださったりして、その中で澤村武雄先生という地学課の先生なんですけど、彼は学問上の立場からあれを埋めると津波・高潮被害が絶対出てくるから、やめてくれよということをテレビ・ラジオで再三警告されているんです。

その後、やっぱり1970年の10号台風でみなさんご存じだと思いますけれども、あれで高知市はりまや橋が1m浸かるという大被害が起きている訳です。あの澤村先生が警告されたとおりになるのです。それであの埋立て問題は県が凍結を打ち出しております。あの10号台風の災害ですね、水害ですけど人災だということで、その後に溝渕水害という名前がついております。溝渕というのは、あの当時の知事の名字です。全国でも珍しいですよ。知事の名前を冠した水害がでたというのは。

これで止まりましたので、守る会は本格的に、その前からやってたんですけど、高知パルプの問題、廃液問題ですね、そっちの方に動いていく訳です。それでその時は、今井先生なんかも参加して下さっております、あの高知パルプという会社は、昭和26年1951年に創業開始しまして、最盛期には硫化水素を含む13000tの廃液を江ノ口川・堀川を通じて流していたわけです。

写真を持って来たんですけど、パワーポイントがあればパワーポイントでやりたかったんですけど。写真を持って来てこれを見てください。これは高知橋から山田橋を見たところですね。これが八幡様、1962年の江ノ口川です。こういう状況だったんです。当然硫化水素がぼこぼこ湧いているわけです。学芸高校の村岡先生のグループがずっと硫化水素、江ノ口川で測っております、1970年の8月に一文橋、今の地球33番地のところで400PPMという、とてつもないあれが記録されている訳です。だいたい350PPMで生命の危険が起きる、そういう状況の中で400PPMを記録しています。そしてまた、水の汚れを示す指標にCODがあります。それをずっと小津高校の岡崎先生がずっと測られていました。1971年の5月31日に1431PPMという信じられない値が出ている訳です。これがあの高坂橋、すべり山の所を下りた所の橋なんですけど、だいたい高橋さんあれですよ？3です

よね？アユが住めるのは、アユが住める COD って 3 ぐらいでしょう。

高橋委員：

生存だけで言えば 4、5PPM 程度まで。

田中委員：

フナなんかは 6 とかなんですよね、せいぜい。それが 1431PPM 記録されているのです。

これに対して浦戸湾を守る会が高知パルプ側と交渉を始めるわけですけど、高知市と県は全然付き合ってくれない。それでオブザーバーとして出てこられまして 3 回交渉しております。そこで何を求めたかという、まず移転して欲しいと、それとダメだったら廃業してくれということで交渉に入るのですが、3 回目の交渉が終わった後に、もう浦戸湾を守る会とは交渉はしませんと、操業は今までどおりやりますという話になりました。

それで守る会は予定どおりの行動だとあえて言いますが、それが 71 年のことなんです。6 月 9 日、旭の公道上にありました電車通りにありましたパルプ工場の廃液溝の中に土嚢 30 袋と生コン 6t を会長と事務局長が詰め込みます。この行動が威力業務妨害罪をとられて 5 年裁判して刑事被告として有罪判決が出ております。

その後、世論の高まりがありまして高知県は条例で廃水規準を 150PPM に決めます。それじゃやれないということで、高知パルプも廃業しております。

それから 40 年経ちました。高知大学理学部の町田先生のグループが浦戸湾の生物調査を下さっております。詳しいことは申しませんが、生物の魚類の回復宣言が出されております。その象徴が新堀川なんです。うちの先輩達が自分たちの経歴を傷つけても守ろうとしたのが新堀川です、堀川であり江ノ口川です。堀川は、四つ橋から西ですねえ、はりまや橋の下、あそこはこのパルプ廃液でどうしようもなくなって汚くなってガス湧きがひどいし、それで埋立てられております。

今残ったのが新堀川です。それで私達は先輩たちが必死になって頑張ってきたところですから、何とかそのまま残してほしいということで西岡さんがそういう活動されているということなんで、一緒にさせてくれということで私達はこの運動を始めております。

これを見て欲しいのですが、さっきからシオマネキとかアカメとか出ておりますけど、この中のシオマネキとアカメが高知県指定希少野生動植物というのに指定されております。これっていうのは、高知県の県条例でこれを捕獲したり殺したりしたら 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられるという、そういう生物なんです。しかも 40 年前には硫化水素やメタンガスがぼこぼこぼこ湧いていて、とても生物が住めた所じゃなかったんです。

それが 40 年経ってこういう状況になるという、だから何とか私達は守ってほしい。それで西岡さんが言われたけど、あと、こういう史跡があります。あれにも出ていたと思います。河田小龍の生誕地が出ていないですけど、こういう史跡があります。説明すると 1 時

間くらいかかるのでしませんけれども、岡本寧浦が陽明学を教えています。長州でいうと萩の吉田松陰にお会いしているんです。ところがここはそういう一辺倒だけじゃなくて、孫弟子になるんですけど中江兆民。

今田委員：

ちょっと長すぎませんか。話が個人的に長すぎやしません。同じ条件でしましょう。

田中委員：

何とか自然と史跡を生かした街づくりをされていますので、私達もそれに参加させてもらってるので、今日はそれで出てきました。失礼しました。

大野委員：

コアマモの仕事をしている一人で、水生植物を研究している大野と言います。

この話を聞きまして3m程度の空間が残ると聞いて、コアマモの生育と自然環境を考えた場合には、妥当なところかなというふうに感じました。

新堀川に行ったら、自然が残っていると、街の中にも自然が残っているというような、3m程度の自然空間のある街づくり、河床づくりを考えてもらいたい。十分に植物であるコアマモは条件としては生き続けます。水質等が変わらなければ十分に育つと思うので、後はいかに自然らしい、自然が残っているという空間をあそこに造り上げるかということが大事じゃないかと。できるだけ生活と自然を調和した、ある意味ひとつの史跡になるんじゃないかというふうに思っています。以上です。

酒井委員：

四国大学の酒井です。カニを研究している甲殻類の研究を長年やっておりまして、今回はシオマネキについて、検討委員会で長年、意見を述べさせて頂いております。

シオマネキと言いますのは非常にポピュラーなカニなんですね。一番多いのは朝鮮半島の西側です。あそこから随分、九州あたりに輸入されていて、がん漬けというのはご存知ですか。あの瓶詰めにしたやつ、唐辛子でそれをご飯にかけて食べると美味しいですよ。これが材料なんですよ。それがこの川にもいるということで、前々から観察しておりまして、それを守る為に移植などもさせて頂いております。

このカニはけっこうタフなんですけれど、台風などで水が出ますと流されていなくなります。でもまた増えます。けっこうタフなんです。そういうカニでして、あまり神経質になることはないんですけど、でも道路を造ると自然を生かすのと両方するというは、必ずしも両立しないんじゃないかと考えております。道路を造るんだったら、立派な道路を造ったらいいんじゃないかと思っております。

というのは、シオマネキはこの新堀川だけじゃなくて、この河口の方にもいますし須

崎の方にもかなりいますから、少し残っておれば、またそれが増えます。そういう点でかなりタフなカニですので、そういうふうを考えて道路と両立するように考えて頂ければいいんじゃないかと思っております。

それからここには、トビハゼがいますけれど、本場の九州ではムツゴロウがいるのですよ。ムツゴロウってご存知ですか。名前はお聞きになったことがあるんじゃないかと思えますけれど、ムツゴロウというのは、けっこうハゼ科でトビハゼみたいにピョンピョン跳ねるんですよ。あの干潟に跳ねるんですね。けっこう食用にしたり美味しいですけど。ムツゴロウとトビハゼとはよく見受けられる動物です。ここではムツゴロウはいませんが、トビハゼはかなりいますね。

シオマネキでは、このハクセンシオマネキというのがいてもいいはずなんですが、これは見当たりませんね、ここでは。あの徳島の方に行きますと吉野川の方にはおります。かなり移植もしたことがありますけれど、ハクセンシオマネキとシオマネキ両方おります。食用にするのはここにいるシオマネキです。これ、がん漬けにして食べる訳です。そういうカニですので自然を生かした、そういうものを身近に生息させておくか、それとも道路を優先させるかということと考えたらいいんじゃないかと思っております。

高橋委員：

高橋です。魚が専門なんですけど、ほぼアユに限定してやっています、どこまでお役に立てるか疑問に思いながら参加しているのですけれども。アユの視点で川を見るということを20年ぐらい続けているのですけれど、全国の川を回っていると、高知の川というのは異常なぐらい自然環境が保たれている。地元に住んでいると随分悪くなったという印象があるのでしょうか、全国的に見ると、高知の河川というのは素晴らしい環境で維持されています。特に、こういう河口域といいますか、汽水域の環境というのは、全国的に見るとほぼ壊滅的状态であるような中で、高知市の鏡川も含めて汽水域環境、先ほどからお話しがありましたけど先人の努力があって回復してきているようなこともあって、こういう街中でシオマネキとか特にアカメですね、そういったものが観察出来る環境があるというのは、やはりこれは素晴らしいと思います。道路の拡幅・交通の安全性というのは、もちろん重要なんですけど、何とかこれまでの二者択一にならずに何とか両立する、出来るだけ高い妥協点で両立するようなことが出来たらと思っております。

那須会長：

はい、ありがとうございます。ひととおりのご意見頂きましたけれども、補足のご意見等、もしありましたら、皆様いかがでしょうか？よろしいですか。

今田委員：

質問してもかまいませんか？

那須会長：

はいどうぞ。

今田委員：

あの浦戸湾を守る会の方に。今までのご意見を聞きましたけれど、どういうふうはこの会に出てきています？ どういうふうにしたいがですか、道路を。

田中委員：

道路はあのままで、今のままでおいちよってほしい。どうせこれから道路はいろいろとお話しが出てくると思いますので、おいおい言いますけど、今のままでおいちよって頂けたら私達はありがたいと思っています。特にシオマネキが大事だと言ってますけれど、今度ですねえ、道路が出来ますと、今シオマネキがさっきの絵を見ていただきましたけど、あれはですね完璧に道路の下になるのです。ですから道路の下になるのです。ですから全然シオマネキは生息出来なくなる。あの東側の横堀公園の前、あそこがあるからいいじゃないかというのですが、あそこと生息数が全然違います。これは県が調査しておりまして、よくわかっています。と思います。

今田委員：

本当は、そんな意見を聞きたかったです。

田中委員：

とりあえず自己紹介をしておかないと。

今田委員：

旭のパルプの話から始まって、ずっと流れて、その話が先にくるがやなしに、今の話を先にして貰いたかったです。その時間をさいた。

田中委員：

どっちにしても全部で 2 回あるのでしょうか。その中でいろいろ話して、私の立場というのも知って頂きたい。それは浦戸湾を守る会として参加していますけれども、上町の人間ですから、地元にも縁もゆかりもないのが勝手に出てきて騒いでいると思われたら困るので、実はこういう話ですよっていうことをお伝えしたかったのです。どうもすみません。

那須会長：

自由活発な意見でいいと思いますが。議事を進めていきたいと思いますが、他に追加の

ご意見ありますでしょうか？はいどうぞ。

西岡委員：

あの歴史とか、そこら辺の専門家の人はこの中においでませんわね？街づくりは那須さんが、そこら辺を入れてやったらいいんじゃないかと思いました。歴史。生物の方は3人おいでますけど、歴史とか、ここらへんところに坂本龍馬とかが出てきよった半平太家があるとか、経緯とか130年前からいろいろ経緯があって今に至っていますので、そこら辺の観点の専門家が参加されたらいいんじゃないかと思っています。

坂下委員：

そんながはもう関係ないことないやろうか。

那須会長：

ご意見として聞いておきますけれど、先ほど冒頭で私が申しましたとおり、環境それから交通それから文化財等も利活用と、地元が良くなるのが一番ですので、その観点でもし必要だったら随時意見を聞くというのがあるかもしれませんので、ご意見として聞いておきたいと思います。他はいかがでしょうか。はいどうぞ。

酒井委員：

今の道路では狭いのですね。事故とか多いのですね。その点、どういうふうな県の方のお考えなんですか？

那須会長：

先ほど、状況を説明していただいた中では、渋滞が多くて事故もあるということだったんですが、追加的な何か今のご質問に対する補足はありますか。

事務局：

資料6の07を見ていただきますと、はりまや町一宮線は比島の交通公園、産業道路からかるぼーと前まで電車通りまで1765mの高知駅周辺都市整備に合わせて整備される唯一の4車線の南北幹線道路であります。そのうち比島工区、区画整理工区はもうすでに供用開始済み、それからはりまや橋小学校の北の交差点までは比島の交通公園から4車線でずっとこれという状況でございます。そのはりまや橋小学校の交差点から電車通りまでが未整備と、元々の市道、2車線の道路でございましたので、4車線のところから小学校のところまで2車線の現道にすり合わせをしておるとというのが今の道路の状況です。

酒井委員：

拡げた方がいい訳ですね？4車線に、ここ全部。

事務局：

今の計画でございますと4車線で整備するというのが。

那須会長：

先ほど、一番最初に説明がありましたとおり、都市計画全体、高知駅から全体の流れでみられている計画で、ここが残ってるということですよ。ですから高知市内全体の計画の重要性もあるし、一方でこの地元がそれで不利益を被るとかがあっちゃいけないので、むしろ今の計画に対して更に地元の環境なり安全なりと。

酒井委員：

不利益と言えばシオマネキの生息場所を狭められることでしょう。

那須会長：

そうですね。

酒井委員：

それは置いておいて道路を拡げようということですね。

那須会長：

置いておくではなく、先ほど両立という話もあったのですが。

酒井委員：

出来ますか。出来ないと思う。

那須会長：

でも、やってみるっていうのはあるんじゃないかと思うのですが。

酒井委員：

取った方が早いですよ。シオマネキの生息場所は、必ずしもここが適質じゃないですよ。もう少し下の方にね、生息場所はいっぱいありますよ。それから須崎の方、あそこいっぱいありますよ。だからあそこを中心地に考えたらいいで、道路は道路で、この道路を造って事故のないようにした方がいいんじゃないですか。

那須会長：

どれかを選ぶか、あるいはちゃんとバランスをとって。

酒井委員：

それが県のお考えなんですね？

那須会長：

一番は環境を守るっていうのは重要ですし。保全するのは重要ですし。

酒井委員：

いや、環境を守るといってもね、あまりにも狭めたら環境になりませんよ。やっぱり、こういう狭い地域とあればどっちかに限られてくるのではないですか。

那須会長：

そこは多分、もう少し検討の余地があるかもしれないので、そこでご意見を頂くようになると思います。

田中委員：

シオマネキの話になってますが、県が開示した資料によりますとですね、一番新しい資料が28年9月浦戸湾で調べた結果で数がですね77個体です。そのうちの20個体がですね新堀川によるものです。要するに25%、1/4が新堀川で出ているのですよ。つまり下の方にいたらいいとかいう問題ではないと思います。

酒井委員：

下の方というのは、須崎の方です。あそこにはいっぱいいますよ。

田中委員：

桜川ですよ。須崎の。

酒井委員：

あそこはすごいシオマネキが多いところですよ。須崎の手前ですね。

田中委員：

今わかっているのは、桜川と竹島川ですよ。

酒井委員：

数字を言われるんだけど、どこまでの数字なんだかがわからない。

那須会長：

事務局の方で補足説明はできますか。

事務局：

資料 8 の 04 を開いて頂きますと、浦戸湾内のシオマネキの個体数の調査結果が載っております。

このグラフの 28 年度後期というところを見て頂くと、浦戸湾内で 77 個体シオマネキを確認出来たということでございまして、新堀川地区 I と II で 77 個体の内、約 1/4 ぐらいが浦戸湾の中で新堀川に生息しているという調査結果でございます。

県としましては、新堀川という街の中心部にシオマネキが生息しているということは、やはり重要なことだと思っています。

何度か先ほどから共存とかいうような整備と自然環境の共存とかお話しも出ておりますが、県としては共存を図っていけるのではないかということも含めて、この協議会の中でご意見を頂ければと思っています。

橋田副会長：

かまいませんか。酒井先生。このシオマネキの場合に資料 10 のような方法でやったら街の中におけるシオマネキは貴重なものですよ。そういう方法でやったら、あまり生きてはおりませんか？

酒井委員：

あまり適切ではないですね。

橋田副会長：

残ることはない？

酒井委員：

残るかもしれませんがメインの生息地にはなりませんね。

橋田副会長：

道路を造ったら生きることは考えられない？

酒井委員：

だから他から流れこんでくるかもしれませんが、そこは生息地としてはいられないじゃないかと思います。

橋田副会長：

自分たちとしても県としても、なるべく水辺を残していくようなことですので。

酒井委員：

だから部分的に緑がありますよね。あそこら辺を中心にある程度生息地を確保したら残れますよね。だけど道路を中心に考えたらね、あそこは生息地じゃないですよ。シオマネキの生息地としては考えられませんよ、本当に。

那須会長：

先ほど川の（解放）幅が 3m ほどあればという話もありましたが。

酒井委員：

3m ですか？道路は大丈夫ですか？

大野委員：

約 3m の解放幅がある。

那須会長：

いろんな可能性はあると思いますが、要は、今の高知県の案を、今こうして議論しているわけですので、なるべく環境をシオマネキの生息場所としてより良いものにできるかどうか、ということもあると思うんですね。

酒井委員：

生息地としては考えられません。あそこに（シオマネキが）いること自体が珍しいです。

那須会長：

元へ戻りますと、地元の中で全体としてやはりこれで良かったというものにしようと思えば、環境と安全とそれと文化も含めて、地域の輝きが戻って、にぎやかになって、環境も楽しめるということがベストであるということは、間違いないと思う。

そういう案がうまくできるかということが、我々がここに集まった意味ではないかと思う。

酒井委員：

道路をどれだけ拡張するかですね。

那須会長：

確かに案は案としてありますが、予見を持たずに頑張ってみるということではないかと私は思います。

酒井委員：

しかし、あの環境で新堀川にシオマネキがいること自体がものすごく珍しいと思う。ちょっとでもいるような環境があるわけです。それを大事にするというのは、それはそれでいいのだが、道路の安全性の方が重要ではないでしょうか？県にとっては？

事務局：

先ほどのご意見に関して説明させていただきますと、資料 8 の 04 シオマネキの個体数の検証結果をご覧くださいと、検証結果のですね 2 つ目、新堀川地区Ⅱ、というのは丁度写真が隣りにありますが、丁度交差点の東北といいますか、完成区間ですね、そこでもですね継続的に確認されており、上のグラフで言いますと、平成 28 年度の後期 77 固体のうち、新堀川地区Ⅱの分で、10 個体はないですが、5、6 個体でしょうか確認されているとこのことで、工事後であっても、またですねプランクトンが浮遊生活をする中でいい環境が整えば、またシオマネキも戻ってくるといったことを、検証結果の 2 つ目で表していただけではないかと思っています。

酒井委員：

シオマネキというのは、こういう小さなところでも入り込めますよ。しかし、そこはメインの生息地にはなりえない。なのでメインは、もっと下流の長浜地区や、新川川の西の方などがね、ああいうところがメインになっていて、そこから流れ込んでくると思いますよ。

事務局：

そうですね、郊外と言いますか、広大な範囲での自然環境への生息というのも、それはそれで貴重な自然環境とは思いますが、先ほど言いました、新堀川というまちの中心部でも何とか住めるようなことをですね。

酒井委員：

ちょっとでもスペースがあれば現れます。でもそれがメインの生息地とは言えませんよね。

西岡委員：

メインの生息地は、生息とは何かと。自分はずっと毎年見ておりますけど、小さいのがだんだん太っていきますよね。一昨年はハクセンシオマネキが1匹おりました。

別にほら、事実は事実、気持ちは気持ちとして分けて話しをせんと。ここ自体シオマネキの主たる生息地ではないと言われても意味が。おるきいいがやないと思う。小さいこれくらいのからだんだん太ってきていますからね。大きいのは流れて住んでいるわけではない。学者さんにはわからないかもしれないが。

酒井委員：

それはそうでしょうけれど。

西岡委員：

その辺りの事実と切り分けて。

酒井委員：

しかしそこを起点として増えていく場所ではないわけですよ。ただ、ある程度のもものが流れてきてそこに棲みついて、成長するということは考えられますよ。

西岡委員：

プランクトンのようなものが流れてくる？

酒井委員：

プランクトンではなく、もうちょっと大きなものです

西岡委員：

これくらいのももいますからね。

酒井委員：

それをプランクトンとは言わないのです。

西岡委員：

住んじゅうき、いかん訳じゃないでしょう？

酒井委員：

それはそうですが。

西岡委員：

大規模な生息地でなくても。

酒井委員：

生息地というのは、そこを起点としてどんどん増えていくような地域を指すのです。

西岡委員：

先生の規定ではそうやけれど。

酒井委員：

私の規定ではないですよ。生物学的にそうですよ。

田中委員：

ちょっといいですか、私は横堀公園の前でよく見てるんですよ。シオマネキを。まあよく見ます。雄同士がけんかしているところも観ています。それからあれ、交尾前ガードがありますよね、生殖行為、それも観ています。ですから、あそこで世代交代している可能性はないのでしょうか？写真も撮っています。

酒井委員：

あまりいるところではないですよ。いないとは言いませんが。

田中委員：

25%いるんですよ。

那須会長：

専門分野の見地からお話しされていることは、その専門分野の知見ですから正しいと思います。ただ一方で、先ほど言いましたとおり、ここの全体の環境と安全と、それと何よりも地域の方がこうなってほしいっていうものですがね、ちゃんとバランスが取れるということが大事だと思うので、仮に本来の生息地じゃなくて、その差があるということがあったとしてもですね、いることが大事ということもあると思うんで。

酒井委員：

いることは大事です。生息はしてますよ。

那須会長：

なるべくもっと、居やすい環境にするにはどうすればいいかを含めてですね、今の案を最良の案にしていくって知恵をここで絞っていけばいいじゃないかというふうに思いますので、そこは頑張ってみることに協力いただければということです。

酒井委員：

いるということは解りますよ。だから、そこをメインの生息地とは考えられませんので、新川川の須崎寄り、あそこはいっぱいいます。あれが本当の生息地なのです。

伊藤委員：

議長さん、おっしゃるとおりだと思いますから、議事を進行してください。

那須会長：

今の議論以外に、視点を変えて他にもありましたら。

坂下委員：

この県の方が立派な資料もそろえてくれているのだから、事業にまい進してもらったらいいのです。くだらん話をしていたら何時間経っても一緒や。

那須会長：

他に、よろしいでしょうか？どうぞ、はい。

大野委員：

同じことをまた言うようになりますけれども、道路ができて、そこに潮の干満が見られ、3m程度の水面が見られる。観光にもなると思う。

よそから来て、周りがコンクリートだけなのに、ここへ来るとそこには3m程度の空間があると。そしてコアマモなり、小魚の群れも動いている。そして岸壁を見ると、干満の差が見られる。するとびっくりすると思う。ある意味では、3m程度の空間というのは、立派な小川です。それに小川があってそこに生物がいる。一般の人はどんな魚かわからないかもしれないけど、そういう意味では、一つの観光の拠点に少しでもなるのではないかと思う。

非常にこの案はまちづくり、交通の便を考えて、ぎりぎりの生物が住む範囲の空間を設ける調和された計画で、決して否定する必要はない。後は如何に自然らしい環境が残っているなど一般の人や周りの人や住んでいる人が感じるような構造、河床、そこを堀にしてなど、また岸壁をコンクリートじゃなくて築石にするとか自然らしい環境に如何にするかということが次の課題じゃないかと思います。

道路を作ることは、そしてその間を柱にするというのは、非常に自然にあった計画であ

り、後は、如何に自然らしい環境が残っているなど感じるような工法ですね。作り方が次の課題、ステップになるというふうに考えています。

那須会長：

はい、ありがとうございます。

田中委員：

今の話にちょっと。もし観光の話をされるのであれば、今のままの方がよっぽど観光になります。というのは、観光というのは県外から来られるお客さんのためにあると思うんですよ、特に高知の場合は。そうした場合、あそこをなぜ残せたかというストーリーをしっかりと伝えることの方がリピーターが来ると思います。

那須会長：

そういう意見もあるでしょうし、もっといいのができるかもしれませんね。

田中委員：

今は、そうですね。

那須会長：

他に、はいどうぞ。

高橋委員：

また専門的な話に戻って申し訳ありませんが、アカメは貴重な種類であると考えています。アカメの幼魚が生息する環境というのは、コアマモと密接に関連しておりまして、コアマモがこの計画で群落として成立するのかがというのが重要なポイントになってきます。そういう観点から見ると、もう一工夫かなというふうに私は考えております。

例えば、資料 10 の計画図面がありますけれども、2 ページ、例えば横断図の 2-2 断面、これに関しては、コアマモについては、私、造成実験を四万十川でやったことがあるのですが、日照条件もかなり重要なのですけれども、地盤高、河床高ですね、それがものすごく群落の成立に左右します。

そうした観点から見ると、この断面だとおそらく地盤高の問題で群落は成立しないと思いますし、2-2 断面に限っては、日照時間そのものもちょっと不足になる可能性があると思っています。

3-3 断面の方に関しては、水深もありますし、開口部も若干 2-2 断面より広くなっております、日照条件もプラスです。ここに関しては、成立する可能性はあるかと思いますが、ただ、3-3 断面のような形状の場所はあまりないんですね、全体としては。

ある程度生息場としての大きさも必要でしょうから、そうした面から言うと、コアマモ群落は縮小し、アカメもいなくなる可能性が、今の計画ではどうしても否定できないと考えています。

できればもう少し代替地を設けるとか、積極的な対策を考えないと、地元の方が豊かな水辺を保全してほしいということが一つのご要望であるなら、それに対してもう少し検討する必要があると思います。

那須会長：

はい、ありがとうございます。今の話、もう一工夫必要なんじゃないか？ということですね。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、たくさんご意見いただきましたけれども、この委員会が、集まっていた委員の皆様全員がそうだと思いますが、この地域を良くしていくという思いは一つだと思います。

一方で、環境なのか安全なのか、あるいは、それに加えて、地域やさっきの文化という話もありましたが、考えていくのかというのを、ここでどう成立させるのかということに、我々は、知恵を絞るべきかと思います。

先ほどの1960年代の浦戸湾の話もありましたけれども、そこから環境が回復し、生物が還ってきたということがあると思います。

一方で、環境を追いたいけれども安全も両方追いたいという意見が、特に地元の方が多かったと思います。ですので、様々な観点の意見をいただきましたけれども、これをどういうふう to 実施していくか、ということで、今いただいた意見を踏まえてさらにいい案にしていく観点ですね、高知県の方でさらに知恵が出ないか、ということを目指したいというふうに思います。これが、ここの道路の二百数十 m だけではなくて、高知市全体の都市計画があった中でこの道がありますので、先ほど高知市さんの方から西高東低という話があって、ここが賑いを取り戻すというのをたぶん、環境を取り戻すことも含めてですね、地元の方も希望だと思いますし、ここが輝くということが、何よりも大事だと思いますので、高知市全体の計画の中でですね、それを達成しながら、だけこの局所的な点においても皆さんが満足出来る、もう少し知恵を絞った形ですね、できれば次回またここに集まって頂いてですね、知恵を絞って、その案について議論するという方向にもっていただければ願うところです。

議事 6 -----

那須会長：

非常に今日は長丁場で、委員の皆様にはご負担になっているところ申し訳ありませんが、最後の議題に進みたいと思います。

最後の議題はですね、今後協議会の進め方ということについて議論させていただきたいと思えます。

これについて、事務局より説明をお願いします。

事務局（議事 6；資料 11）：

はい、事務局でございます。資料 11 をお願いいたします。最後に 3 分ほど、協議会の進め方についてご説明いたします。

協議会を開催するに先立ち、先ほどまでご説明したとおり、新堀川の環境観測の検証やシオマネキの個体数の調査の検証について、緑の部分でございますが、第 4 回新堀川自然環境観測・検証専門委員会を平成 29 年 5 月 24 日に行いその内容をもって本日第 1 回まちづくり協議会を行いました。

今後は、皆様に議論いただきました内容や、当協議会で用いた資料等について県民の皆様からのご意見をいただくために第 1 回パブリックコメントを行います。

赤の部分でございますが、そしてこれらの意見を取りまとめ、事務局は対応案を検討いたしまして、第 2 回まちづくり協議会において、議題として提供させていただきます。

委員の皆様におかれましては、この議題について第 2 回で議論していただき、また様々なご意見を頂戴したいと考えております。なお第 2 回の実施時期につきましては、今のところ 9 月ごろを考えています。

次に第 2 回協議会の内容について、第 2 回パブリックコメントを行い、その次の協議会に向けて事務局が対応案を検討していきます。

その後は、協議会としての意見がまとまるまで、会を重ね、必要に応じてパブリックコメントを行い、最終的には委員の皆様にご提言書を取りまとめていただきます。

提言書は、例えば交通の状況や、まちづくりの面から見た工事中断区間の道路の整備のあり方や、新堀川に生息する希少動植物等の保全及び水辺の活用、新堀川周辺の史跡等の保全及び活用など、道路中断区間のあり方などについて協議会においてまとめた意見を県に提言していただく内容となります。

協議会から県に提言書を提出していただいた後は、県は工事中断区間の工事再開または事業中止についての最終判断を行います。

なお事務局といたしましては、今年度内に最終判断を行うことを目標としてございます。以上で今後の協議会の進め方についての説明を終わります。

那須会長：

はい、ありがとうございます。今後の進め方につきましてご意見はありますでしょうか。

次回 9 月頃ということですが、ここにあるとおり、1 回 1 回パブリックコメントを入れていくということで、今日傍聴されている方も、ご意見を言う場はないんですが、是非その場でパブリックコメントの中でご意見寄せていただければと思います。よろしいでしょう

か。

今日は非常に長い時間、最長 3 時間は覚悟していたのですが、十分に経緯を知っていただいて、十分に現状を知っていただくと。

それから、何よりも地元の皆様が十分意見を出せる。専門家の皆様の意見を踏まえてですね、どうやってですね、全部を 100% 満点とるということは無理なわけですけども、その中で一番いい案を絞り出すということで、最終的にはみなさんが満足していただける案を作っていくことが、協議会の趣旨であると存じます。

今日は、様々な観点・立場の意見をいただきましたので、これも高知県にてご検討いただき、パブリックコメントの結果も踏まえ、次の整備のあり方ということ、ここがメインの課題となってきますので、十分に工夫していただき、今日いただいた貴重な意見をなるべく反映する形で、またここに示していただければと思うところでございます。

その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、今日の協議会はこれで終わります。

閉会-----

司会：

委員の皆様、本日は長時間にわたる協議会で、ご熱心にまた活発なご意見いただきまして、誠にありがとうございました。

本日委員の皆様方からいただきました貴重なご意見、環境と安全な道路の共存であるとか、まちづくりなどにつきまして、次回の協議会までに検討を重ね、お示ししていきたいと思えます。

これにて第 1 回はりまや町一宮線はりまや工区まちづくり協議会を閉会いたします。委員の皆様、本当にありがとうございました。